

○佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則（規則第二四号）

- 1 寄附申込書について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。（様式第一号関係）
- 2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

○佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第二五号）

- 1 家畜保健衛生所の衛生課及び検査課に勤務する業務技術員に支給する家畜保健衛生業務手当の額を定めることとした。（別表第八関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二六号）

- 1 退職手当支給内申書その他退職手当の支給に必要な書類の提出手続を見直すことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第三条及び第四条関係）
- 2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第二七号）

- 1 知事が別に定める職員について行う職務の級及び号給の切替えについて、所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）
- 2 切替日後に切替えの対象でなくなった職員の職務の級及び号給の切替えについては、知事が別に定めることとした。（附則第六項関係）
- 3 職務の級及び号給の切替えを行う職員が切替日に昇格した場合における昇格後の号給の決定についての特例を定めることとした。（附則第七項関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

○佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第二八号）

1 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二三年佐賀県条例第一一号。第一条中佐賀県税条例第一一九条第一項の改正規定及び附則第七条の規定に限る。）の施行期日は、平成二三年四月一日とすることとした。

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二九号）

1 自動車税の減免の対象となるバスの指定基準を見直すこととした。（第八条の七及び第八条の八関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。